

「市区町村における在宅支援等の強化を図るための支援方策（ガイドライン）」 に関する構成員の主な意見（第1回～第6回）

区 分	主 な 意 見
<p>市区町村が虐待対応の具体的な支援業務（要支援児童等の情報提供、児童相談所からの委託を受けての通所・在宅による指導措置等）を適切に行うために必要な支援方策（ガイドライン）や専門人材の養成及び確保方策</p>	<p><第1回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・要対協の調整機関に、児童相談所からの送致や、通所・在宅支援の委託、要支援児童の情報提供などにより、様々なケースが集約される一方、そのケースやリスクについての「るつぼ」と化してしまうところや、周囲からの万能感のような部分での調整機関としての負担感が危惧される。 ・要対協の調整機関には、ケースワークとして児童相談業務の専門性を高めることが必要。そのケースワークは、児童相談所、学校、警察などの様々な社会資源と家族との相互作用を受けて、どのように家族が自己変容していくのかの把握が必要。 ・市区町村が在宅支援機能を主に担い、児童相談所が分離保護機能を主に担う中で、市区町村の在宅支援こそが専門的な知識や技術を必要とし、2つの機能を持つ児童相談所と市区町村が一体的に機能して総合的な支援がなされることが重要。 ・市区町村と児童相談所の役割分担が強調・先行されすぎるとまずい点もあると考える。要対協の枠組みで他の機関も含めて、協働やケース共有、シェアするという視点・考え方が重要。 ・市区町村はいろいろ規模、力量があるため、それに応じて、今の段階で市区町村と児童相談所でどのレベルまで行うかを話し合っていくことが重要。それを受理から調査アセスメント、支援、進行管理、終結に至るまで、その段階ごとに細かく取り決めていくことが必要。 ・地域資源を最大限活用していくときのコーディネーターの力が大きく支援に作用するため、特に市町村で本格的なきめ細かな支援に取り組んでいくには、包括的な支援をコーディネートできるコーディネーターをどのように育成していくかがポイント。 ・児童相談所と市町村の役割は自ずと違うため、市町村はより身近な存在となつて、具体的な支援をしていくことを掘り下げる必要があり、どこの機関が専門性を持ちながら行うかが、市町村に課せられていると考える。 ・委託と事案の送致では、前の組織が作った見立てをそのまま受け継ぐのではなく、ケースの状況が変わるため、行政処分の効果や、現場での対応などもしっかり詰めておくことが必要。 ・地方では、児童相談所が近くに設置されていないため、連携が難しい。市町村窓口や関係機関が前面に立つと、その後の支援がやりづらくなるため、児童相談所が前面に立って、そのもとで市町村が動けるような仕組みができていけば、市町村も動きやすい。 ・措置決定のプロセスにおいて、市町村が見てきている現実が、児童相談所に伝わらなくなっている。本来であれば保護しなければいけなかった子どもたちがこぼれていっているということがあるため、しっかりと調査をするべき。

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> 措置解除後の在宅養育支援ネットワークが必要。市区町村は児童相談所から書類を受ける前から、在宅養育に向けてのプランニングをしていかなければいけない。そのプランニングはどこが責任を持ってやっていくのか、その際に子どもを保護していた施設の情報はどのようにそのプランニングに生かされていくのかということも重要。
	<p><第2回></p> <ul style="list-style-type: none"> どの程度を要支援児童というのかが難しい。市町村毎に異なるため、大まかな指標が必要。 一般と要支援の境目、要支援と要保護の境目をどう示すかによって、市町村の対象ケース、業務量が変わってくる。 要支援の段階で3段階くらいに分けて支援を行うようにした方が良い。 児童相談所が枠組みをつくって、支援そのものは市町村が行うという構造の中で、どのように具体的にやっていくのかの整理が必要。 多くの人が集まる利用拠点に携わる人は、虐待の理解や地域の中の子育て相談サービスの構造を理解しておく必要があり、研修が必要。 在宅での通所指導などが、児童相談所から市区町村に委託をされてくる中で、10代後半の非行児童への在宅支援については、市町村として未知の領域であり、対応等を示すことが必要。 専門性を持つ職員の確保が難しくなっている。募集をかけても都市部には集まる傾向があり、市町村には集まらず担い手がいない。 狭い市町村というのは、広域で対応していくことを検討しなければならない。 助言者の講師の予算を確保し、専門性を担保することで、子ども家庭支援センターが成熟し、それから一緒に関わる子どもに関連するネットワークの関係機関がスキルアップしていくと考えている。 専門家の助言を必ず入れ、定点でも、長期的にもケースを評価できるという体制を持たせていくことで、専門性を担保できる。 専門職の確保の困難さが大きな課題。
	<p><第4回></p> <ul style="list-style-type: none"> 「市町村児童家庭相談援助指針」ではなく、「市町村子ども家庭支援指針」とすべき。 国及び県が、市町村を強化するためにどういった支援をできるのかということも議論する必要があるのではないかと。 都道府県と市町村の役割分担・連携の基本的考え方の中に、都道府県からの支援や児童相談所のバックアップを含めて、指針に記載しても良いのか。また、それは効力があるのか。 子どもの権利擁護機関（児童福祉審議会）への申し立てができるようになったが、児童相談所との関わりが非常に重要となる。 ここで抜き出したことだけをやれば良いものではないため、援助指針を見ながら改訂をしていったほうが早いのではないかと。援助指針をしっかりと検討することが必要。

区 分	主 な 意 見
	<p><第6回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所運営指針の内容をそのまま引用している「部分が多く、市町村の立場に立っている指針なのか疑問。 ・ 理念を共有した上で、市町村がやることを考え、その場に立った指針になっていくようにすることが必要。 ・ 市町村では、要支援のケースを多く持っているが、もう少し前の段階でできることがあるのではないか。どのように子育て支援を行うかということにも繋がるため、この点について明確にすることが必要。 ・ 市町村は、通告先になっている以上、通告への対応も必要であり、また、日常的に来るような相談の場合に、どうやってその支援の中心に入っていくかということも必要。 ・ 共通アセスメントシートについては、それぞれの自治体で県と市の関係性があるため、何も言わないのか。良いものをピックアップして示した方が良い。 ・ 相談以上の危険性があれば、通告・介入となることから、併記することは矛盾しないと考える。 ・ 市町村は、通告があった場合に真っ先に動く必要があることから、相談や支援が後になってしまっている。市町村の役割については、子育て支援の観点があることを中心に捉えて、ガイドラインを考えていくことが重要。 ・ 都道府県によって、バラツキややり方の違いがあっても良いが、全体の方向性は明確に示すことが大事。 ・ 市町村、関係機関、児童相談所が連携して、一緒に関わっていくことが大事。どのように一緒に関わっていくということや、市町村も責任を持つことを明確にするための指針を出さなければいけない。 ・ せっかくこれだけ指針があるのだから、それを变えるのではなく、周知していくべきではないか。 ・ 周知もしなければいけないが、読みやすくしなければならぬ。 ・ 第5章の「関連機関、地域協議会との連携」以降の各部署の説明は、独立させて付録のような形にすると、見やすくなる可能性がある。 ・ 期待している内容が記載されていない場合や、市町村によって捉え方が異なることがある。指針の内容を盛り込んだ共通のアセスメントシートを作ることが、市町村にとっては一番理解しやすい。 ・ 終結の考え方や、子どもが成人するまでの切れ目ない支援について、市区町村の中でどのように作っていくか示すことが必要。 ・ 標準化やレベルアップのためには、一定の共通事項を盛り込んだものを示しておくことが必要。困っている部分と、緊急に対応する部分と、どういった子どもにニーズがあるのか、共通する言葉ができると良い。 ・ 指針に書いてあることだけを行えば良いというものではなく、この指針を使ってどのように支援できるかということも考えていけるようなものになれば良い。 ・ 児童相談所の役割等についても視野に入れながら議論した方が良い。 ・ ガイドラインは、児童相談所と市町村だけではなく、地域における関係機関で共有するべき。 ・ 第5章「関連機関、地域協議会との連携」は、関係機関が読むという意味では、独立させて付録とするよりも、本体と一緒に出していく方が良い。 ・ 子育て世代包括支援センターと支援拠点の関係は、しっかりと示すことが必要。

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず書き込むべき重要事項と、後からでも記載できることなど、取舍選択が必要ではないか。 ・第2章第2節6「総合調整」の後ろに「終結」を設け、第2章第4節「関係機関との連絡調整」の中に、「転居先への通知」を設けたらどうか。 ・第2章第4節や第5章の「地域協議会」は、「地域の各種協議会」とした方が良い。 ・「地域の各種協議会」には、障害者総合支援法の自立支援協議会も記載した方が良い。 ・第5章第9節「知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、障害児支援実地事業所及び発達障害者支援センターとの関係」は、法律用語と照らし合わせて確認した方が良い。 ・第5章第11節「里親、養子縁組家庭との関係」とあるが、養子縁組家庭と市町村がどのようにリンクするのか。「里親、養子縁組家庭への支援機関等との関係」とした方が分かり安い。 ・養子縁組は、新しい家族ができることになるため、そういう家庭への支援という形が必要。 ・児童福祉法に養子縁組の支援が規定されたことから、支援対象とはなるが、養子縁組家庭への支援か関係機関への支援かを整理することが必要。 ・第3章「相談種別ごとの対応における留意事項」の第2節「育成相談」は、「性格行動相談」が抜けている。また、第2章第2節3「相談等への対応」との整合性を取りつつ、どのように整理するのか検討が必要。 ・第3章第5節「非行相談」の「不良行為相談」は、統計分類にもない。非行相談1本で括り、その中で細かく書くなど書き方を検討すべき。 ・相談種別自体が時代遅れになっており、それしか相談がないと思われると困るため、最後の第7章第3節「統計」の中で、各分類の概要を記載する程度で良いのではないか。 ・第1章第3節に「専門性」を加え、市町村の専門性はどのようなところを目指すのか示す必要がある。 ・相談種別をどこに当てはめるか見誤ると、その後の対応も変わってしまう。相談種別ごとにアセスメントや、留意事項などを盛り込んだ方が良い。 ・非行の背景が虐待という時に、統計上どう分類するか悩む。なぜ非行したかを把握するためには、親がそういう状態だったということを知ることが重要であり、どこをポイントとして押さえるかが大事。 ・児童相談所を見ると、相談種別を決めたことによって動かなくなることもある。分類することのメリットと危険性をしっかりと書くことも必要。 ・要保護児童対策調整機関の専門職の到達目標があり、ここの記載への答えを指針の中に書かなければいけない。 ・市町村は、いろいろな相談を受けるが、経過の中で状況が変わることがあるため、各種相談種別毎の留意事項のようなものは作る必要はないのではないか。 ・相談種別がこれだけとなると誤解を生じるが、相互の相談種別が重なったり、裏に虐待が潜んだりすることに留意しなければいけないことなどを示すべき。また、特徴的な相談については、どのようなところにポイントを置いて対応すべきか示すべきではないか。

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> ・相談種別は、福祉行政報告例の基づくものになっており、そこが現場とかみ合わない。その辺りをどうするかというところが重要。 ・児童相談所では、相談種別を重要視している。主訴は何か、相談種別は何でとるかということは、非常に大きなウェイトを占めており、相談を概念分けする上で、非常に有効なツールの一つ。ただし、逆にそれ縛られてまぶくなるということもあるが、より危険な方で相談種別を判断するという観点を持つようにしている。 ・統計は統計で、福祉行政報告例と比較するためにも合わせなければいけない。 ・親が問題と思っている点、相談者が問題と思っている主訴、子どもの状態、家族の状況等を押さえた上で、相談種別を判断するように記載すべき。 ・相談のあり方を書くのか、相談種別の付け方を事務的に書くのか、どちらかではないか。 ・統計のためにやるのであれば、どう分類するのかを決めなければ意味がない。主訴で決めるのか、必要とされている支援で決めるのか、まずは虐待かどうかで判断するのか、それを提示しなければ統計の意味を持たない。 ・統計分類とは切り離れた方が良いのではないか。例えば不登校の場合、不登校相談にするか、虐待相談にするかは別として、不登校に関わる相談があった場合は、どういう点に留意するのかということを示すことが必要。 ・第2章第2節3「相談等への対応」において、積極的に通告として対応すること、その場合の留意事項が記載されており、それを受けて相談の分類が出てきても、流れとしては、相談の分類にとらわれた行動につながるわけではないのではないか。 ・分類によって使えるリソースの違いもあり、分類することが悪いことだとは思わないが、メリット、デメリットは考える必要がある。 ・統計を取る以上、こういう分類になっているが、この分類以外でも対応はしなければならないということを含めて記載することが必要。 ・「相談種別ごとの対応」という言い回しから入っているところに問題があるのではないか。 ・第5章「関係機関、地域協議会等との連携」について、社会的養護や、子ども虐待等の部分について、もう少し大括りした方が分かりやすいのではないか。 ・年齢に応じた対応が必要ではないか。また、自立支援についても記載があっても良いのではないか。 ・第4章第3節の指導措置の委託と送致は分けた方が良いのではないか。 ・居住実態の把握できない児童への対応について、示した方が良いのではないか。 ・第4章第3節「都道府県（児童相談所）の指導措置について委託を受けての対応及び送致への対応」については、かなりのボリュームの指導委託が出てくることを想定しているのか、いないのか。そういう議論も踏まえて、追記・修正する必要がある。 ・送致について、児童相談所は、市町村からの送致は受ける。児童相談所からの送致は、市町村の同意をもって受けるとしたほうが良い。

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の力が付けば、児童相談所と市町村で両側とも同意の下でとなると思うが、今の段階では、市町村から都道府県への送致は受け、児童相談所から市町村への送致は、話し合いの下で行うこととした方が良いのではないかと。 立証責任をどちらが負うか、裁判を行う際に明確にしなければならない。協議が整わなかった時はどうなのか、最後は同意で考えるなどを記載しなければ、結局市町村に落ちてしまう。 児童相談所だけの都合で委託するのではなくて、市町村が見て、児童相談所にある程度枠組みを作ってもらわないと支援が上手く入らないという事例は、児童相談所に送致し、27条1項2号をかけてもらって支援に入っていく必要がある。 児童相談所と市区町村だけではなく、市区町村の内部での関係部署間における、意見書の交換の方法などについて、具体的な記載があると良い。
	<p><第7回></p> <ul style="list-style-type: none"> 第1章第1節1の児童福祉法の理念について、保護から養育という流れが議論としてあったことを記載すべき。 第1章第2節1(4)の「死亡事例については、0歳児の割合が約6割強」とあるが、「何年度報告においては、0歳児の割合が約6割強」とした方が正確ではないか。 第1章第2節2(4)に「常に居場所であること」とあるが、居場所という表現については検討が必要。 コミュニティーを形成していく役割ということも記載した方が良いのではないかと。 第2章は、市町村と、市区町村子ども家庭総合支援拠点を同一として考えるのか、別物として考えるのか整理が必要。 第2章第2節は、内容が重複したり、行ったり来たりしているため、再度整理が必要。 第2章第2節2の点線の中の内容については、相談・通告の受付からの流れが記載されているが、第3節の要約なのか、位置づけが不明。 第2章第2節2の下部は、1の前に持っていく、点線の囲みは、要支援・要保護の流れになるため、分かりやすく整理が必要。 第2章第2節3の市町村から児童相談所への送致について、児童相談所はそれを拒めない。児童相談所から市町村への送致は、市町村の同意がない限り強制できないとしてはどうか。 第2章第3節の警察からの通告については、「少年警察活動規則」との整合性が必要。 第2章第3節の身柄を伴う通告は、市町村業務ではなく、児童相談所の業務ではないか。 第2章第4節1「関係機関との連携の重要性」には、親支援の機関も入れた方が良いのではないかと。 第2章第4節1(3)に「ケースマネジメントを行う必要があるが、どの機関がこれを行うのが常に明らかにしておく」とあるが、個別ケース検討会議など要保護児童対策地域協議会を利用して明らかにすることもあってはならないか。 第3章第1節「育成相談」の前に、相談種別にカテゴライズすることのメリット、デメリットや、相談種別を決定した後も状況によっては変化があることなどの考え方を記載すべき。

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の方に障害があり、養育困難に至っている相談も多いため、障害者施策についても記載すべき。またその活用についても記載が必要。 ・ 親をどのように見ていくかという記載がない。養育ができない親であることは確かだが、その背景にどういったことがあるのかを、誰がどのように見るか、またどのような支援を行うか記載が必要。 ・ 第3章第2節において、妊婦に対する保健相談の記載が細かく記載されているので、第2章の中でも触れた方がよいのではないか。 ・ 第3章第5節3「触法行為等相談」については、共犯の子どもも調べ、その結果、支援が必要と判断した場合は、程度の高いところ上げて評価し、その後下げていくという考えで見た方がよい。 ・ 第4章について、送致と送致の間に指導措置委託の記載があるため、送致は送致で並べた方がよい。また、送致の考え方についても記載した方がよい。 ・ 指導委託については、どういった案件であれば活用できるのか、今回の改正されたメリットは何かという例示が必要。 ・ 社会福祉法人等に一部の業務を委託する場合に、自治体間の調整などはできないので、問題などに関しては市町村の責務として強めに記載していただきたい。 ・ 第4章第3節2（5）は、市町村に一定の裁量が認められているため、委託ではないのではないか。 ・ 民間機関に委託する場合に、再委託を認めるか否かの記載が必要。 ・ 第5章第14節3「非行少年への対応」について、法務少年支援センターの活用も記載した方がよいのではないか。 ・ 全体的に、14歳以上の子どもは警察や家庭裁判所へという書き方ではなく、家庭の問題にも目を配らす必要があることを記載した方がよい。 ・ 第7章第4節「検証」は、都道府県と市町村がそれぞれ行うのか、一緒に行うのか等の記載が必要。いずれにせよ、市町村も積極的に検証すべきということを記載した方がよい。 ・ 全体的に妊婦の関係が欠けている。例えば児童記録票はあるが、妊婦の記録はどうするのかなど、もう少し妊婦に焦点を当てた記載が必要。 ・ 特定妊婦は「等」としてまとめられているが、切れ目のない支援をしていくためには、特定妊婦という言葉を外出ししていただきたい。 ・ 特定妊婦については、退院前に地域での支援計画を立てるなどの記載が必要。 ・ 要保護児童対策地域協議会の調整機関でも、特定妊婦を見ていくことを再度記載することで、ネットワークで支援を行うということが認識されるのではないか。 ・ 市町村における自立支援についても記載が必要。 ・ ファミリーサポートセンター事業や一時預かり事業、また、それをコーディネートする利用者支援事業なども、保護者支援として記載した方がよいのではないか。